

社研ニュース

No. 32

2002年8月10日

編集責任者 清水 哲之

発行所 東京都千代田区神田
駿河台1-1

明治大学社会科学研究所

科研費に挑戦を！

法学部教授 岡 野 誠

このようなタイトルの一文を書くことに少々後ろめたさを感じます。何故なら、私自身長いこと科研費に対し、あまり関心を持っていませんでした。実は専任講師の頃に一度応募したのですが、残念ながら不採用。何となくパスするのではないかと思っていた私は、正直のところがっかりし、どうせ国公立優先で私学に対しては冷たいのだと、まさに「酸っぱい葡萄」の屁理屈で、それ以後応募を止めてしまいました。その後他の科研グループの一員に加えてもらうことは幾度ありましたが、自分の名前で応募することはありませんでした。

ところが私の研究分野は、書籍代、国内外での資料調査費、マイクロフィルムの焼付け費等かなりの研究費を必要とし、毎年の特典個人研究費や社研の個人研究費では全く不足という状況でした。

一二度民間団体のファンドからの研究費を受けたこともあります。焼け石に水でした。時折科研費への応募を考えないわけではありませんでしたが、やはり第一回目の失敗で、すっかり自信喪失となっていました。

十数年前、たまたま同世代の他大学の教員を代表者にして、科研に応募するための打合せ会が行われました。作業終了後の雑談の折、私が彼等の手際の良さに驚いたと感想を述べたところ、「科研の書類作成には一寸したコツがあるのだ」との返事。その夜私はそのコツなるものが妙に気になり、その友人(国立大卒で、現在私学の教員)に電話をして、彼が前年個人で応募してパスした科研書類を見せてもらえまいかと無理な注文をしました。友人は、果たして参考になるかなと言いつつ、親切にもすぐそのコピーを送ってくれました。

目次

科研費に挑戦を！	岡野 誠	1
先進的グローバル・ビジネスと		
ITマネジメント	山下 洋史	3
オープン・リサーチ・センター整備事業		
	百瀬 恵夫	4
サービス・マーケティングに関する		
総合的研究	高橋 昭夫	5
コーポレート・ガバナンスの国際比較研究		
	河邑裕美子	6
日本経営診断学会研究奨励賞を受賞して		
	高橋 昭夫	8

戦後の司法改革	高地 茂世	9
新所員の紹介		10
『監査の新世紀』を刊行して	山浦 久司	11
『ドイツ土壤保全法の研究』を刊行して		
	松村 弓彦	15
『市場経済と価値』を刊行して	飯田 和人	16
『受刑者の法的権利』を刊行して		
	菊田 幸一	17
『人権保障の新局面』を刊行して		
	江島 晶子	18

それはすべて手書き（まだワープロが一般的ではなかった）ではありましたが、実に丁寧に書かれていて、文章は的確平易で一読して研究計画がよく分かりました。この時、私はかつて提出した書類がなぜ不採用であったかについて、文字通り納得できました。その年の秋、形式上友人の書類を大いに参考にして、久々に第2回目の科研応募を試みました。今度はありがたいことに採用。おかげで潤沢な研究費を入手することができました。

数年前のことです。私共の講座で採用しました若手教員の科研応募書類を見せてもらいましたところ、これが大変良く書けています。その訳を訊きますと、国立大学での助手時代に大いに鍛えられたとのことです（彼の応募書類は当然採用されました）。

そこで考えたことは、助手や専任講師のうちに、科研書類の書き方の訓練を受け、そのコツを身に付けておくと、その後大変役に立つということです。例えば、平成 14(2002)年度科研費の「若手研究」(37 歳以下)では、区分(A)で 500 万円以上 3000 万円以下、(B)で 500 万円以下(それぞれ 2 ~ 3 年の研究期間)の申請額が認められています。

それではそのコツとは何でしょうか。実は箇条書きにいくつかの条項を列挙しても、私の言うコツは伝わりにくいと思います。まさに「百聞は一見に如かず」パスした人の書類を見せてもらって、良い所をマネすることが一番です。これが本稿の結論の一つです（ナウンダと思われるかもしれませんが）。

つぎに応募書類の審査委員を経験しますと、どういう書類が読みやすく、反対にどういう書類が読みにくいかが少し分かってきました。

「公募要領」に明記されているような順序と基準で審査が行われます。第一段審査では、極めて短期間にかなりの分量の応募書類を読み、それに

的確な評価を下していかなければなりません。いい加減な評価や身びいきな評価をしますと、第二段審査で、第一段審査の公平性がチェックされますし、さらに事後に最終審査結果が送られてくることから、評価者の力量も試される訳です。

以下はある年度の、ある分野の応募書類を私が読んでいて、気になった点を順不同にメモしたものです。

○技術的問題

- ・ 手書きの場合は文字を丁寧に。ワープロ・パソコン使用の場合は変換ミスに注意。
- ・ 縮小コピーを用いた結果、文字が小さくなりすぎているのは読みにくい。またコピーを貼ってから再コピーする場合、文字がかすれたものも読みにくい。
- ・ 用紙を目一杯に使用しているのは読みにくい。むしろ段落を有効に用いること。
- ・ 強調したい時は、下線よりもむしろゴシック体の利用の方が見やすい。

○書き方

- ・ 「まえがき」が長すぎるのはよくない。できるだけ早く本題に入ること。
- ・ 過去の業績と申請課題の関連性を明示すること。
- ・ 目的が大きすぎたり、計画内容が多すぎるのは、実行性が疑われる。計画の着実性が重要。
- ・ 課題遂行上、無関係のメンバーをあまり入れないこと(団体の場合)。
- ・ 研究成果の発表方法は論文のみではなく、より多様な形式を考えても良い。
- ・ 大学の事務経費、コンピュータ・書籍購入代が支出の大部分を占めるのは、研究計画としては弱い。
- ・ 流行のテーマは、他の申請と重なることが

多く、独自性が薄くなる。

このように列挙して気付くことは、何の事はない、われわれ教員が日頃大学院生のレポート作成に対して与えている注意と、ほとんど同じということです。

ただ応募者が考慮しておいた方がよいことは、前述したように審査委員は、短期間にかなりの分量の書類を読まなければならないということ、そして審査委員は必ずしも応募者と専門を同じくするとは限らないことです。従って、専門用語には簡単な注をつけるなどの工夫も必要でしょう。以上は全くの個人的見方であって、何ら公的なものではありません。

大型研究を開始する

先端的グローバル・ビジネスと IT マネジメント

- Global e-SCM に関する研究 -

研究代表者 商学部教授 山下 洋 史

この度、文部科学省選定学術フロンティア推進事業として、我々の大型研究プロジェクト「先端的グローバル・ビジネスと IT マネジメント - Global e-SCM に関する研究 - 」が採択されました。文部科学省への申請に当たっては、社会科学研究所をはじめとする学内の多くの方々の多大なるご協力をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

さて、商学部では、これまでの各教員の研究成果の蓄積を、国際化と情報化が進展する将来に向けて集積するために、2001 年度まず「グローバル・ビジネス」(主査：諸上茂登商学部教授)、「e コマース」(主査：村田潔商学部教授)の2つのリサーチ・プロジェクトを立ち上げ、学内外で積極的に研究活動を展開してまいりました。すでに両プロジェクトは、それぞれ Global SCM , e-SCM と

私は、明大の若手教員が科研応募のコツを身につけてゆけば、本学の科研採択率は年々向上してゆくと思います。そのためには、まず応募書類をよく読み申請書類の作成に若干の努力をすることが求められます。

最後に文字通りの蛇足を一つ。かつて私の所属する学会のある著名研究者から、彼の科研採択率が3割と聞いたことがあります。2回ダメで3回目に採用ということでしょう。それなら私達は3回ダメでも4回目には採用ということを狙えばよいのではないのでしょうか。まさに「継続は力なり」です。お互いに頑張りましょう。

いう新しいタイプの SCM 研究の領域で多くの成果を生み出し、それらを、学内ではシンポジウム、紀要等、また学外では学会での研究発表、特別セッション、講演等にて公表し、高い評価を受けております。

このような研究活動の蓄積を基盤とし、また商学部の学科一本化(商学科一学科制)の利点を活かして、2002 年度、旧商学科における重要な研究テーマ「先端的グローバル・ビジネス」と旧産業経営学科の重要な研究テーマ「IT マネジメント」とのシナジーをめざした今回の大型研究プロジェクトを立ち上げたのです。これにより、商学研究の新たな飛躍を図ると同時に、この領域における世界の情報発信基地をめざしていくわけです。

近年の企業活動のグローバル化と情報化の急速な進展は、SCM (Supply Chain Management) 研究

をそれぞれ Global SCM 研究、e-SCM 研究へとシフトさせ始めています。しかしながら、グローバル化と情報化は互いに独立に進展するものではなく、密接に関連し合って進展しています。そこで、この大型研究プロジェクトは両者のシナジーに注目し、世界に先駆けて「Global e-SCM」を提唱した上で、その理論構築と情報システムの開発を行っていくのです。ここでの基本的考え方は、「SCM において、情報ネットワーク上でのインタラクティブなコミュニケーションが、グローバル化により増大した時間的・空間的制約を克服する役割を果たす」というところにあります。

これからの企業にとって、IT を活用した情報共有と、それによる供給連鎖の同期化を図る「Global e-SCM」の経営コンセプトは、地球規模での全体最適を達成するために、とても重要な存在となることが予想されます。この経営コンセプトは、企業のみならず研究者の間でも注目され始

めており、今回の大型研究プロジェクトにはインターネットを通して海外の著名な研究者からも参加の意思表示をいただいております。このような研究活動により、商学、経営学、情報科学にまたがる新たな学際的研究領域を確立し、明治大学が世界の「Global e-SCM 研究」の拠点となるべく、さらなる研究の飛躍を図っていきます。一方で、大型研究プロジェクトから生み出される研究成果を学部教育に還元するために、プロジェクト・メンバーによる学部間共通総合講座「先端的グローバル・ビジネスと IT マネジメント」を 2002 年度より開講致しました。

こうした研究と教育のインタラクティブな活動を通して、学科一本化と商学研究・商学教育の相乗効果を生み出していく所存でありますので、今後とも皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

大型研究

「地域産業発展のための企業家、実業家、行政マン 等育成のための研究プロジェクト」のねらい

研究代表者 政治経済学部教授 百 瀬 恵 夫

このたび文部科学省によって 2002 年度オープン・リサーチ・センター整備事業に採択され、明治大学と文部科学省から支援が得られることになった当研究プロジェクトは、「オープンな」研究体制と研究成果の「公開」の 2 つを原則に 5 年間にわたる大型研究として始動した。

地方分権化の進展とともに、地域経済を支える地域産業の振興と活性化が 21 世紀の大きな課題になっている。地域産業の活力を引き出すためには、その担い手であるベンチャー・中小企業の企業家や経営者、従業員だけでなく地域産業を支援

する商工会議所・商工会、公設試験研究機関、地方自治体など組織機関における関連職員の人材開発と資質向上が、これからの 10 年、20 年において地域経済と地域自立を決定づけるほど重要である。

そこで、本プロジェクトはオープンな研究体制という第 1 の原則に基づいて、中小企業・地域産業・地域社会の研究に携わる学内教員を主体に国内外の他大学教員、研究機関や地域産業支援機関等の職員など多様な分野からの参加を求めオープンな研究体制を構築している。

このプロジェクトは、大きく分けて次の 3 つの

目的をもっている。「今日の地域経済の担い手」である中小企業やベンチャー・ビジネスの経営者・従業員に対する自己啓発・経営能力の開発・事業承継等の教育・支援プログラムの開発、「明日の地域経済の担い手」となる中小企業やベンチャー・ビジネスの創業希望者、新規に開業した企業の経営者と将来の幹部候補者に対する自己啓発・経営能力・経営手法等の教育・支援プログラムの開発、地域産業振興の立案及び地域の中小企業やベンチャー・ビジネスの経営者及び従業員への支援・指導に携わる行政マンに対する自己啓発・指導ノウハウ、経営診断能力等にかかわる教育・支援プログラムの開発である。

企業家、実業家、行政マンなどの能力、資質の向上に向けて効果的、実践的な人材育成プログラムを開発するためには、まずなによりも地域中小企業の経営実態、経営者や従業員の実態像の的確な把握が不可欠である。本プロジェクトでは、全国の中小企業や中小企業集積地域を対象に大規模なアンケート調査とヒアリング調査によって徹底的な実態究明に取り組み、人材育成のニーズの解明に力を入れることにしている。

さらに、アンケートとヒアリング調査によって

将来の企業家予備軍ともいえる学生、転職・創業希望者等の労働観、就業意識の実態を解明し、地方自治体職員、商工支援団体職員、公設試験職員等による中小企業、ベンチャー支援の実態と課題を明らかにする。

これらの諸活動によって蓄積される研究成果はデータベース化してウェブ上などで逐次公開することになっている。こうした基礎的なデータ蓄積のうえで実態と地域ニーズにふさわしい人材育成プログラムを開発することになるが、プロジェクト内に設置する研究会において企業経営者、中小企業支援機関、地方公共団体の地域産業関連職員など実務経験者を交えた十分な議論と検討を行い、実効性のある人材育成プログラムや e - Learning 用のデモ・ソフトウェアの開発を行う。

このプロジェクトは、産学連携に基づく人材教育・支援プログラムの開発で、教育機関からみると従来にない新しい研究体制である。オープン・リサーチ・センター整備事業に求められる研究成果の「公開」については、研究成果のデータベース化を進めインターネット上で公開するのみでなく、産学連携地域産業活性化人材育成プロジェクト・フォーラムを2回ほど開催する計画である。

総合研究を始めるにあたって

サービス・マーケティングに関する総合的研究

研究代表者 商学部教授 高 橋 昭 夫

わが国の戦後の主要産業は、鉄鋼・造船から自動車・家電へ、つぎに半導体や金融・保険などへと移行してきた。現在は、サービス産業や情報産業が主要産業に就きつつある。このように、経済に占めるサービスの割合が増大し、その重要性が増加しているにもかかわらず、マーケティング論においては、依然として、自動車や家電製品など

の有形財を客体とした理論が主流となっている。つまり、マーケティング論においては強い“有形財”志向が存在すると指摘されている。また、マーケティング論では、個々の企業が経済主体となって展開されるミクロ・マーケティングの研究は盛んであるが、社会的な目標に対応するための集合的なマーケティング活動を全体的視点で分析す

るというマクロ・マーケティングの研究は進展していない。その主要な原因の1つは、ミクロ・マーケティングには企業利益の創出という強い動機が存在することにあると考えられるが、社会福祉に資するようなマクロ・マーケティングの研究が今後の高齢化社会を迎えるわが国にとってその必要性は増大すると予測される。そこで、本研究では、サービスの本来的な特性を分析し、その特性に立脚したサービス・マーケティングをミクロ的な観点からだけではなく、マクロ的な観点からも検討を加えることを目的とするものである。

これまでのマーケティング研究は、マーケティング学者によってのみ実際されることが多かったが、本研究では研究領域の異なる研究者による学際的な接近を行う点に特色があると思われる。したがって、これまでのような有形財を客体としたマーケティングをサービス・マーケティングに適用するのではなく、サービスを客体とした新しいサービス・マーケティングを研究対象とする。さらに、企業経営に資するミクロ・マーケティングばかりでなく、社会福祉に貢献するようなマクロ・マーケティングという観点からのサービス・マーケティングについて考察を加える点に特徴があるといえるであろう。つまり、生活の質を高めるようなサービス・マーケティングの考え方ならびに進め方について検討を加えたい。1998年にノーベル経済学賞を受賞したインド出身の経済学者であるA.センは、福祉を生活の質、いわば生

活のよさと定義し、福祉と生活の質が同義であると指摘した。この考え方に立脚し、本研究では、都市生活における流通産業、交通・観光産業、広告・情報産業など諸産業が都市生活者の生活の質に与える影響を理論的かつ実証的に解明したいと考えている。さらに、日本の都市における生活の質と米国の都市における生活の質における相違を明らかにするために、国際比較に耐えうるような生活の質の測定に関する方法を確立したい。

確かに、マーケティングは多くの需要を生み出し、経済発展の原動力の1つとして作用してきたといえるが、効率主義が中心で生活の量的な部分のみを重視しすぎてきた嫌いがあったといえないだろうか。本研究では、このような行き過ぎた効率主義を批判的に考察し、真の意味で成熟化した社会におけるマーケティングのあり方についての提言を行いたいと考えている。具体的には、マーケティングにおいてこれまでの消費者志向という考え方についても再考を加えたいと思う。個人がどれだけ多くの財を有しているかではなく、他者とサービスをいかに有効にシェアリングできるかという観点からのサービス・マーケティングを構築したいという見通しを持っている。

共同研究者 商学部教授 高橋昭夫
商学部教授 沢内隆志
商学部助教授 藤井秀登
他機関2名

総合研究を始めるにあたって

比較研究 - 商学的アプローチ -

研究代表者 商学部助教授 河 邑 裕美子

この度、商学部のコーポレート・ガバナンスに関心のある研究者が中心となり、「コーポレート

・ガバナンスの国際比較研究 - 商学的アプローチ - 」という課題で総合研究を開始することに

なりました。以下ではその目的、特色について述べたいと思います。

コーポレート・ガバナンス (corporate governance) は、国際的に高い関心のあるテーマです。1999 年に OECD がコーポレート・ガバナンス原則を採択し、世界銀行も『コーポレート・ガバナンス—実施のための枠組み—』を公表し、2001年には ICGN (International Corporate Governance Network) の総会が東京で開催されています。本研究は、コーポレート・ガバナンスに関して、機関投資家、取締役会、社外取締役、コンプライアンス、モラル・ハザード、アカウンタビリティの履行、ストックオプション、情報開示などの側面から多面的研究を行うことを目的としています。

コーポレート・ガバナンスをめぐっては、株主、経営者などの個別主体の立場から接近するだけではなく、また、違法行為の防止や会計情報などの個別の機能から接近するだけではなく、それらを総合した形で問題に取り組むことがコーポレート・ガバナンス研究にとってより有効なものとなります。また、日本のみならず欧米先進国、発展途上国においてもコーポレート・ガバナンスのあり方が問題となり、各国においてコーポレート・ガバナンス原則などが公表されるようになっていきますので、国際比較を通じて好ましいコーポレート・ガバナンスのあり方について多面的に検討を行う必要があります。

コーポレート・ガバナンスに関する研究は、日本においては、1990 年代初頭より欧米の状況を紹介する形で進められてきました。コーポレート・ガバナンスの主体や機能の側面から見ると、現在までに、コーポレート・ガバナンスと機関投資家に関わる研究、コーポレート・ガバナンスとアカウンタビリティに関する研究、コーポレート・ガバナンスとモラル・ハザードに関する研究、

コーポレート・ガバナンスと情報開示に関する研究が行われています。本研究は、コーポレート・ガバナンスに関して、機関投資家、取締役会、社外取締役、コンプライアンス、モラル・ハザード、アカウンタビリティの履行、ストックオプション、情報開示などの側面から多面的に研究を行うことを特色とします。

コーポレート・ガバナンスをめぐっては、これまで法学、経済学、経営学、会計学などからの学際的な研究が行われていないわけではありません。しかし、株主、経営者などの個別主体の立場から接近するだけではなく、また、違法行為の防止や会計情報などの個別の機能から接近するだけではなく、それらを総合した形でコーポレート・ガバナンス問題に取り組む研究は、従来行われていません。本研究では、株主、取締役、執行担当者などの各主体とアカウンタビリティの履行、コンプライアンス、モラル・ハザード防止、情報開示などの各機能の側面とを総合して体系的、多面的にコーポレート・ガバナンスに関する検討を行います。この意味で、本研究は、商学の見地からコーポレート・ガバナンスへの接近を試みるものであります。また、日本のみならず欧米先進国、発展途上国においてもコーポレート・ガバナンスのあり方が問題となり、各国においてコーポレート・ガバナンス原則などが公表されるようになっているので、国際比較を通じて好ましいコーポレート・ガバナンスのあり方について多面的に検討を行うことを特色とします。

共同研究者	商学部助教授	河邑裕美子
	商学部助教授	名越 洋子
	商学部助教授	出見世信之
	商学部助教授	中林真理子

日本経営診断学会研究奨励賞を受賞して

商学部教授 高 橋 昭 夫

賞といえば、小学校の運動会の徒競走で参加賞をもらったことしかなかったので、非常にうれしく思っています。改めて、拙著「現代商品知覚論」を2000年度の社会科学研究叢書として刊行させていただきましたことに深く感謝申し上げる次第です。拙著は商品学ならびにマーケティング論の範疇に位置づけられるものですが、それぞれ異なった学問体系を有しています。学問としての商品学は、1780年にヨハン・ベックマンがゲッチンゲン大学で商品学という名称をもった独立の講義を行なったところから始まったといわれています。したがって、200年を超える歴史を有しています。

これに対してマーケティング論は1900年から1910年の間に、ペンシルベニア大学などの大学で開講しました。それまでに使われていたTrade, Commerce、それにDistributionに代わりMarketingという新しい概念が登場しました。ウイスコンシン大学で1910年にマーケティング諸法という講座を開講したラルフ・S・パトラーは、つぎのように述べています。「簡単に言えば、私を取り扱うことを意図した事項は、製品のプロモーションが、セールスマンや広告を実際に用いる前に、なされなければならないすべてのに関する研究を含むべきであった。ある名称が、ビジネス活動のこの分野に対して必要であった。適当な名称を見出すのに苦労したことを覚えている。しかし、私は遂に。“マーケティング諸法(Marketing Methods)”という語句に決定した(R.パーテルズ著、山中豊国訳『マーケティング理論の発

展』、37頁)」と。つまり、100年の歴史を持つ学問です。

周知のように、わが国は、1950年代半に、米国のマーケティング視察が行われ、その後、多くの商学系大学でマーケティング論の講義が始まりました。流通論、広告論、商品学などの科目に対して、新しい科目として、導入されてきたわけです。その後マーケティング論は全盛も極め、ある有名な商品学の先生は、これから商品学はマーケティング論に発展的に解消すべきだという意見まで述べました。

確かに、時代遅れの商品学が講義されている事実もあったようです。たとえば、古い商品学では、サービスを研究対象としていませんでした。また、流通過程に存在する場合のみを商品と捉之、消費者がどのように消費するかあるいは廃棄するかという観点からの研究はありませんでした。さらに、ブランドについても研究対象としてきませんでした。商品学がスタートしたころには、サービス、消費者満足、ブランドなどの問題は、副次的な問題でした。しかし、現代では、それらが主要な問題になっています。その意味で、商品学はリニューアルすべきです。ただし、ネーミングだけ変更しても中身がリニューアルしていなければ、意味がありません。かなり大げさですが、拙著は、商品学の再構築を目指したものです。その内容については消費者(読者)と競争相手(他の研究者)の厳しい評価を待ちたいと考えています。

総合研究を終えて(研究期間 1999 年度～2001 年度) 戦後の司法改革 ― その軌跡と成果 ―

研究代表者 法学部教授 高 地 茂 世

政府の司法制度改革審議会の最終意見書で前提とされた現行司法制度の骨格は、訴訟手続の主要部分を含めて戦後の GHQ 占領下で形成されたものである。本研究では GHQ 占領期における司法改革に関する内外の資料を収集し、日本の現行司法制度の「原型」の形成がいかなる特色・意義を有し、また問題や限界を有するものであったかということ、同じく第二次大戦の敗戦国で連合国による占領を経験したドイツ法との比較法的観点をも加味して検討・評価することを目的とするものであった。

GHQ 占領期における法制・司法制度の改革プロセスとその実態については、おおよそ 1945 年 8 月 15 日の敗戦から 1947 年 5 月 3 日新憲法施行までの第 1 期、その後 1950 年 6 月 25 日の朝鮮戦争勃発までの第 2 期およびそのときから 1952 年 4 月 28 日の講和条約発効(GHQ 廃止)の第 3 期に時代区分がなされう。第 1 期は戦争遂行・経済を支えてきた諸法制度や市民の自由・人権の制限を目的とする諸法制度の廃止を行った時期であり、第 2 期は新憲法に掲げた諸理念を具体化する諸法の制定の時期として、また第 3 期は米ソの冷戦を背景とする朝鮮戦争を契機とした平和主義・民主主義の促進から保守化への時代と特色づけられる。他方ドイツにおいては 1945 年 5 月 8 日の敗戦・米英ソ仏の四カ国によるベルリンを含む分割統治の始まりから 1949 年 5 月 23 日のドイツ連邦共和国基本法ならびに 1949 年 10 月 7 日のドイツ民主共和国憲法の制定ともなう東西ドイツ分断に至るまでの時代と、それ以降の時代に大きく区分されうが、西ドイツ地域については 1955 年 5 月 5 日に発効し

た条約により占領を終結し、東ドイツ地区においても 1954 年 3 月 25 日にソ連の占領が終結している。各憲法制定前の初期の時代には従前のナチス法令の全般的廃止およびドイツの裁判所組織・管轄は管理委員会布告第 3 号により、ドイツ全土にわたって 1924 年 4 月 22 日の正文における裁判所構成法の状態に復帰せしめられた。その後の司法制度の発展は各占領地区によってまちまちであった。しかしドイツではわが国と違ってワイマール時代の民主主義の経験があり、新たな改革のための立法を模索する必要はなく、1933 年のワイマール司法の状態に復帰させることが即、改革を意味した。そのため例えば、西ドイツ地域の英米仏の各占領地でまちまちであった司法制度について、1950 年 9 月 12 日の統一回復法によって 1933 年当時における裁判所構成法、民事刑事両訴訟法が復活されたのは驚くに当たらない。それに対して、従前のわが国では民主主義の確固たる基盤はなく、GHQ の占領目的ひいては新憲法に盛られた諸原則を実現するための幾多の立法や制度改革が新たに必要とされた。それらの諸改革の中で、広い意味での民事に限定していえば、とりわけ行政訴訟制度の改革や家庭裁判所の創設が司法制度改革について大きな意義を有するものといえよう。これから、これらの戦後の司法改革を今日まで連なる司法改革の歴史との関係で再評価をする立場から本研究の成果をまとめていきたいと思います。

共同研究者 法学部教授 高地茂世
法学部教授 納谷廣美
短期大学教授 中村義幸
法学部専任講師 芳賀雅顯

新 所 員 の 紹 介

牛山久仁彦（うしやま・くにひこ）

政治経済学部助教授

明治大学大学院政治経済学研究科政治学専攻博士
後期課程退学 愛知大学法学部助教授 法学
修士

地方自治論

2001年10月より、政治
経済学部で地方自治論を担
当させていただいておりま
す。周知のように、地方自
治をめぐる、2000年4
月の地方分権推進関連法の

施行にみられるように、分権の動きが具体化されてまいりました。これによって、明治以来の集権的な体制のもとにおかれていた自治体が、地域における政府としての役割を果たし、「住民に身近な行政は身近な地方政府で」行っていくチャンスが生まれてきたと考えております。

しかし、自治体をめぐる状況は、財政危機などきわめて厳しい上、地方分権による権限委譲による政策形成能力向上は自治体の大きな宿題となっております。また現在、日本の中央政府が進める市町村合併は、自治体行政に大きな影響を与えようとしています。

私の研究テーマは、地方分権改革の中で自治体にどのような変化が生じてくるのか、また自治体経営とはどのようにあるべきものなのかを理論的、実証的に検討することです。その中でもとくに、市町村合併について緊急の課題として関心をもっております。

このたび、社会科学研究所のメンバーに加えて頂くことに感謝申し上げますとともに、微力ながら研究所の発展のために尽力させていただきたいと

思いますので、よろしくご指導頂きますようお願い申し上げます。

泉田栄一（いずみだ・えいいち） 法学部教授

1972年一橋大学大学院法学研究科博士課程退学
新潟大学法学部教授 商法

本年4月から法学部で商法、
具体的には小松俊雄先生の後
任として主に手形・小切手法
を担当することになりました
泉田栄一と申します。この度
は社会科学研究所の所員に加

えていただき、大変光栄に存じます。この3月までは新潟大学の学部・修士課程において商法、博士課程において国際金融法を担当しておりました。

私は会社法から始まって、有価証券法そして国際金融法と研究の範囲を広げてまいりましたが、研究方法は一貫して比較法的アプローチを採用してまいりました。個々のテーマにつき、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリアおよびスペインの各法を比較するよう心がけております。また法学だけでなく、経営学や会計学といった関連領域に対しても大変興味を持っております。コンピュータの発展は、商法をどのように変えるのかというようなことにも興味があります。

今後、学際的研究の必要性が益々高まると考えられます。所員の皆様には、いろんな場面で、ご指導、ご鞭撻を仰ぐことになると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

中舎寛樹（なかや・ひろき） 法学部教授
1979年名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程退学 3月まで南山大学法学部教授

民法

4月より法学部で民法を担当させていただいております。私は、民法の中でも、「他人による行為の諸現象」を対象として、「民法の各規定が有している今日的機能」を明らかにし、ひいては「機能的観点からする財産管理法の体系化」を模索するという研究をしています。民法には、他人を通じて財産行為をするための制度として代理がありますが、実際にはそれ以外に、他人の名前のままで本人のために行為するなど、種々の場合があります。しかし、これらの現象にびたり当てはまる制度や規定はなく、これをどのように法体系の中に位置づけるかが大きな課題とされてきました。本学の伊藤進教授はこの分野の先駆的研究者であり、主として理論面からする統一的な「伊藤理論」を確立されつつあります。これに対して、私は、数多くの裁判例が依拠してきた諸規定の今日的な機能に注目し、

いわば民法規定の再構成をしようとしています。歩みは遅いのですが、やがては現代に即した新しい民法の体系化につなげたいと考えています。

民法には極めて縁の深い本学で研究教育ができる誇りを胸に頑張りたいと思いますので、どうか宜しくお願いいたします。

津田重憲（つだ・しげのり） 法学部助教授
1980年専修大学大学院法学研究科公法学専攻博士課程満期退学 法学修士 東亜大学法学部助教授 刑法

2002年4月1日より本学法学部助教授として赴任致しました津田重憲と申します。法学部、大学院修士課程は明治大学で過ごし、専攻は刑事法学です。明大大学院時代から、私のライフワークとして、「正当防衛」論を手掛け、その後一貫して同じテーマを追

究しております。この中で、特に「他人のための正当防衛」(緊急救助)に関して、何故に他人のためにも「正当防衛」が許されるのかということについて疑問を抱きねその歴史的な展開からその法的根拠を解明しようと努力しております。また、「正当防衛」は違法性阻却事由の典型例ですので、違法性の本質に関してもその理論構造を築かねばなりません。このため、刑法における違法論を広い視野に入れて研究中です。

いずれにしても、数十年ぶりで母校に戻りまして、その変貌ぶりに圧倒されておりますが、新たな気持ちで教育と研究に邁進して行きたいと念じておりますので、所員の皆様には、今後ともご指導、御鞭撻の程をお願い上げます。

折谷吉治（おりたに・よしはる） 商学部教授
1972年金沢大学法文学部経済学科卒業。日本銀行金融研究所兼審査局参事役 金融機関論

本年度から、明治大学社会科学研究所の一員に加えていただき、大変、光栄で幸運なことと思っております。実務の世界からアカデミックな世界に移り、戸惑

うことばかりですが、できるだけ早く、新しい環境に適応したいと思っております。

「金融機関論」は、金融取引のインフラである金融システムを取り扱う分野と認識しておりますが、わが国の金融システムはバブルの崩壊以降、深刻な問題に直面しております。もちろん、金融システムの再生のためには、日本経済自体の再生が不可欠ですが、逆に、金融システムの再生なくしては、日本経済の活性化も望めないようにも思われます。

幸い、金融産業は将来性のある情報産業の側面をもってあります。従って、私は主として決済システムなど金融情報システムを中心に金融機関論を担当していきたいと思っています。

石井知章（いしい・ともあき）商学部専任講師
1990年早稲田大学大学院政治学研究科博士前期課程修了 国際労働機関（ILO）職員

中国労働政治

私は大学院修了後、ILOで11年間、東京支局を振り出しに、ジュネーブ本部、北京事務所に勤務するなかで、アジアにおける労働問題に関する調査研究などの

仕事に従事してきました。今回、この伝統ある明治大学で教育・研究活動の機会が与えられたことを、たいへん光栄に思っております。

現在、私の進めている研究テーマは、中国における労使関係論です。1978年以来進められている国有企業改革では、「所有権と経営権との分離」によって企業の自主権が大きく拡大してきました。その結果、経営者の地位は人事、賃金分配などの面で不断に向上し、独立した利益主体としての地位が日々鮮明なものになりつつあります。こうした中、自らの利益に敏感になっ

た労働者との格差が拡がり、労使関係は対立しはじめ、市場主義経済に即した新たな労使関係調整メカニズムの構築が求められております。今後、この「市場経済社会主義」下の労使関係がどのように発展していくのかを見極めるために、中華全国総工会を中心とした労働組合運動史を国家と社会との関係の中で研究してゆきたい、と考えています。

社会科学研究所の一員として、微力ながら何がしかの貢献ができるよう精一杯努力する所存ですので、どうかご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

須藤功（すとう・いさお）政治経済学部助教授
1985年名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程退学 博士（経済学） 名古屋市立大学

人文社会学部助教授

経済史

この4月から政治経済学部で経済史を担当させていただいております。地方の国立大学と公立大学にそれぞれ8年と6年のあいだ勤務し、この

たび私学の雄と称せられる明治大学に迎えていただくことができました。そしてまた、社会科学研究所の一員に加えていただき感謝申し上げます。

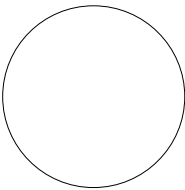
工学部の教養部と人文社会学部という比較的学際的な職場環境を経験してきましたが、社会科学研究所がより専門的であると同時に学際的な研究環境を提供して下さることの意味は、私にとってたいへん重要です。

多様なレベルで、アメリカという超大国への関心が今日ほど高まりを見せたことは嘗てなかったかのように。私はそのアメリカの経済面に歴史

的関心を持ち続けてきました。とくに、経済大国への途上で、第一次世界大戦まで中央銀行を欠いたばかりか、驚くほど混乱・錯綜した金融システムの状況を経験してきたことに分析の焦点をあててきました。そして第二次世界大戦期以降の金融システムの変遷、建国期に始まる金融規制の歴史的展開などの解明に取り組んでいるところです。

社会科学研究所の階下に閑静な研究室を設けていただきました。加えて、研究所の諸先生方のご指導がいただけるならば喜びは尽きません。

堀金由美（ほりかね・ゆみ） 政治経済学部専
任講師 2001 年英国ケンブリッジ大学社会
政治学部大学院博士課程修了 Ph.D.（政治学）
東海大学教養学部非常勤講師 比較政治論



本年 4 月より政治経済
学部にて比較政治論 を担
当しております堀金と申し
ます。アジアの比較政治、
特にその経済社会開発にお

ける政治と政府の役割について研究しております。

私のアジア政治との関わりは、東南アジアにおける反日運動への興味が始まりでした。国際関係から反日運動、そして国内政治へと視点が移り、やがて、開発主義と呼ばれる権威主義体制下の「開発」を学ぶようになりました。また、開発援助にも興味を有し、わが国政府開発援助の実務や調査研究などにも携わってきました。現在は、オーソドックスな欧米型政治モデルとの対比においてアジアの比較政治をまとめることを大きな目標に据え、地道に研究を積み重ねてゆきたいと考えております。

このようなテーマに取り組む者にとりまして、社会科学諸分野の見識・経験豊かな諸先生方が多くおられるこの研究所に身を置かせていただけすことは、この上なく幸運なことです。大きなテーマを掲げながら、まだまだ勉強不足の未熟者ですが、どうかよろしくご指導くださいますようお願い申し上げます。

2002 年度(平成 14 年度)科研費補助金申請・採択件数（社研）

研究費目	特別推進研究	特別研究促進費	特定領域研究	基礎研究（A）	基礎研究（B）	基礎研究（C）	萌芽研究	若手研究（A）	若手研究（B）	特別研究員奨励費	合計
申請件数	0	0	0	3	6 (1)	30 (9)	0	0	10 (3)	0	49 (13)
採択件数	0	0	0	1	2 (1)	18 (9)	0	0	5 (3)	0	26 (13)

（ ）内は、継続で内数。

「監査の新世紀：市場構造の変革と監査の役割」を刊行して

経営学部教授 山 浦 久 司

1 刊行の背景と主旨

社会と経済の大きな変革のなかにあるわが国において、企業が公表する財務諸表に対して公認会計士や監査法人が独立の立場から行う監査、すなわち財務諸表監査の機能が大きくクローズアップされている。また、最近では、米国のエンロン社の経営破綻事件でも監査の役割とその規制の在り方が注目を浴びている。

その背景として、一つは、情報技術(IT)革命の進展で資本の単一世界市場が出現し、これが財務情報の透明性と信頼性の急速な世界標準化を促す要因となったことがある。結果として、わが国においても会計制度改革が進められ(いわゆる、会計ビック・バン)、同時に財務諸表監査についても、対象とする財務諸表の信頼性に関する監査人の保証水準の引き上げが全世界から要求されてきた。

また、わが国で財務諸表監査の改革を促した、独自の現象としてバブルの崩壊がある。たとえば、もし金融機関の不良債権に関して貸倒引当金の積み立て不足を監査人が的確に指摘していたならば、もっと早期の段階で社会が気づき、これほどまでに長く尾を引く問題にはならなかったのではないかと、あるいは、住専、拓銀、山一証券、長銀、日債銀、そごう、マイカルなどの大型倒産で、もし内部事情に精通した監査人が早い段階で危険信号を出していってくれたら投資家や債権者は被害を抑

えることができたのではないかと、等々の指摘は、政治をも巻き込んだ議論となった。

このような事情を背景に、市場経済化された社会の枠組みのなかで適合する新たな財務諸表監査の役割が求められ、改革が進められてきている折り、幸か不幸か、筆者(山浦)は、金融庁企業会計審議会の委員として、財務諸表監査の基準改訂の作業を担当し、また、内閣府金融審議会(内閣総理大臣諮問機関)でも監査制度改革の責任の一端を引き受けることになった。このようななかで、現代の財務諸表監査の世界的な動向を踏まえ、新たな時代の財務諸表監査のあり方を提起しようとして本書の刊行を思い立ったのである。

2 反響と後日談

本書は、近年の筆者の学術論文 25 篇をまとめたものであるが、通常であれば、このような学術的な書籍の発刊は出版社にも執筆者にも少なからぬ負担をかけるものである。しかし、明治大学社会科学研究所の出版助成の制度は誠にありがたいものであることをつくづく実感することとなった。

というのも、2001 年 6 月に本書を刊行した直後、上記企業会計審議会は「監査基準」改訂の公開草案を公表し、とくに草案に盛り込まれた破綻懸念企業の情報開示と監査のあり方についての新たな基準(一般に、ゴーイング・コンサーン監査基準という)が新聞や雑誌の紙面を賑わすこととなった。そして、この問題について基準改訂の作業担当者が直接に執筆した本書が各界から注目を浴び、とりわけ、学界と公認会計士業界の関係者から問い合わせが殺到することとなった。勢い、当初、贈呈した 100 冊が仇となり、関係する方々に追加して寄贈しなければ義理を欠く事態となった。もし、自前でこれを行っていたら、筆者自身が「破綻」する羽目に陥ったかもしれないの

である。幸いにして、社会科学研究所の支援で滞り無く配本を終えることができ、新たな監査基準の考え方と仕組みを各方面に正確に伝えることができた。このことも大いに与り、今般、2002年1月に新たな監査基準は無事に制度化を果たした。社会科学研究所には心から感謝している。

『ドイツ土壤保全法の研究』 を刊行して

法学部教授 松村 弓彦

ドイツ土壤保全法（1998年制定）とは1992年参事官草案に接したときからのつきあいである。草案の存在は翌年のNJW掲載論文で知ったが、その年にG. Hohloch教授（Bochum大学）を訪れた際に、事前に取り寄せておいてもらったのが最初で、その後、法制定までには数次の手直しを経由する。

本書は、「序章」、「第一章・連邦土壤保全法制定までの判例の動向」、「第二章・環境責任に関する基金制度」、「第三章・連邦土壤保全法における汚染土壤浄化責任」および「終章・我が国における汚染土壤浄化責任制度の在り方」の五章で構成され、第三章まではドイツ法研究を対象とするが、汚染原因者および土地所有者の汚染浄化責任に重点を置いた。特に、関心が深かったのは、取得時に土壤汚染につき善意・無過失であった、原因者に非ざる土地所有者の責任条件、特に、汚染原因者との責任序列関係と責任範囲の問題である。この点は、同時期の先進的法制度であるイギリス法、オランダ法、デンマーク法、ドイツ法が各々異なる方向で解決を目指しており、わが国の法制度を考えるうえで興味深い。理論的にみれば状態責任と憲法上の所有権保障との調整問題であるが、わ

が国では学説・判例の蓄積が少ない領域であり、ドイツ判例研究が役立ったが、結果的には、所有者責任を基本とするわが国もこれらの法制度とは異なる方向を目指したことになる。

わが国における市街地土壤汚染の防止、原状修復を目的とする法制度の検討は、筆者が本研究に着手する以前から断続的に行われていたが、本書に結実するドイツ法研究のお蔭で、2000年に改めて開始された検討会に参加する機会を与えられ、本年、その延長線上で土壤汚染対策法が制定されたことを考えると、感慨深いものがある。尤も、本書第二章で研究対象とした汚染土壤浄化等の措置義務者の義務履行を期待できない場合における財政的な支援措置の在り方については、なお課題が残されており、今後の研究の深化が必要である。しかし、このような残された問題はあるにせよ、本書を、僅かにではあるが同法制定前に刊行できたことは幸いとすべきであろう。

余談になるが、本書はドイツ環境省にあって最後まで連邦土壤保全法立案を担当したJ. Sanden氏の研究室の書棚にも並んでいる。同様に、彼の同法コンメンタールは寄贈を受けて筆者の書棚にある。彼は現在Lüneburg大学で環境法研究の世界にあり、1998年にそこで面識を得て以来の知己であるが、本年、初めての訪日の際には本学を尋ねてくれた。このような人的つながりも本研究を通じて得た筆者の無形の財産の一つである。

最後に、本研究の初期段階で、財団法人クリタ水・環境科学振興財団と財団法人イオングループ環境財団から研究助成を受けた。



『市場経済と価値 - 価値論の新機軸 - 』を刊行して

政治経済学部教授 飯田 和人

本書を刊行してから約10カ月を経ようとしている。今のところ、その売れ行きは芳しくなさそうである。

予想通りかと問われるなら、そうだと認めざるを得ない。何と言っても、読者としては専門研究者だけを想定した経済学の理論書である。しかも、経済学の世界でも、理論的抽象度の最も高い領域である価値論研究ということになれば、手にとって見てもらえるだけでも有り難く、買っていただけとなれば望外の幸せである。

本書は、社研叢書として多額の出版助成をしてもらえなければ、世に出ることはなかったと思っている。明治大学及び社会科学研究所には心より感謝し、今後はこれを教育の充実というかたちで大学と学生に還元（「お返し」）してゆくつもりである。

本書の目的は、経済学における価値論の必要性を再確認しながら従来のものを超える新しい価値論（関係主義的価値論）を構想して提起することにある。これを追求してゆく中で私は、激しく変貌を遂げつつある現代資本主義の本質を理解するためにも、資本主義経済の基本的構造（ハードコア）を解明する価値論の存在はますます必要になってきていることを明らかにした。結果において、これは労働価値論放棄と言う主張につながったが、このことは従来の（主流派の）マルクス学派をかなり刺激したようである。私信や本書刊行後に行われたいくつかの研究会・合評会、あるいは書評などで、なぜ労働価値論を否定するのか、と言う批判を多数いただくこととなった。

むしろ批判は望むところであって反応が大きければ大きいほど闘志が湧いたが、労働価値論否定というのは誤解である。私は、関係主義的価値論によって労働価値論を相対化し、価値論の最上位概念の地位から外した（放棄した）だけであって価値論として否定したわけではない。そうした誤解の数多くある中、高橋洋児 静岡大学教授の拙著に対する次のような論評は大いに意を強くするものであった。

「新古典派の、価値論なき経済学というのは幻想で、不安定期になると途端に、価値が市場経済の基本要素（エレメント）をなすという隠れた真実が暴れ出す。」「経済安定期には経済学など要らない。不安定期的には価値論なき経済学は無力である。」「浮薄な場当たり言説に幻惑されることなく、腰を据えた資本主義論に学ぶ必要がある。」

ところで、拙著については、30有余年という歴史をもつ「独占研究会」や 133回という結構な回数をこなす「現代史研究会」などの、いわば名門（？）研究会での報告・講演などの機会を与えられ、また専門研究者による書評もいくつかいただいたが、何よりも嬉しかったのは、『東京新聞』と『中日新聞』（いずれも、12月21日付）「読書」欄で、先述の高橋洋児教授が拙著を「2001年 私の3冊」に選んで好意的なコメントをくださったこと、さらには年末の『週間 読書人』のワイド特集において、「2001年の収穫」として、その年に公刊されたあらゆるジャンルにわたる本の中から「印象に残った本 全120冊」に選定されたことである。

あまりに専門的すぎたせいか、「難解だ」「分からない」「どこが新機軸？」など、いろいろと言われ通しだったことから、これは本当に有り難かった。

「受刑者の法的権利」 を刊行して

法学部教授 菊田 幸一

筆者は、過去 10 数年にわたりアメリカの刑務所を訪れ、受刑者とのインタヴューを続け、受刑者の法的権利に関する考察と判例の追跡等を実施している。

本書は、私が受刑者に関し出版した 4 冊目の著書である。最初の著書は 1987 年刊行の「判例刑事政策演習」(新有堂)であるが、判例の分析を中心とした編著である。2 冊目は、1997 年刊行の「検証・プリズナーの世界」(明石書店)である。この著書は、日本では刑務所内での受刑者とのインタビュウが許されないの、都内のホームレスの中から前受刑者を見つけ出し、延べ 80 名について面接調査したものを基本にしている。3 冊目に出版した「受刑者の人権と法的地位」(日本評論社・1999 年)は、これに加え、日本およびアメリカの受刑者から得た資料と判例や国際的動向を網羅した成果を収めている。そして、その 4 冊目が今回の出版となった。

本書は、1955 年くらい、こんにちに至るまでの監獄における被収容者の処遇に関する判例を分析したものが中心となっている。手法としては主として行政裁判例のなかから受刑者処遇に関連する項目を抽出し、原告(受刑者)・被告(国・施設)の言い分を分析し、法的観点から論評したものである。その論評に際しては先に出版した「受刑者人権と法的地位」で検討したアメリカの判例および国際動向を参照しながら可能なかぎり詳細に分析することに努めた。

これらの作業で得たことは、わが国における矯正の実質的な被収容者の権利・義務関係は、ほん

らい法的拘束力を有しない訓令・通達の類であり、「法律による行刑」には、はるかに遠い存在であるということである。しかも裁判所がそれを追認している。こうしたなかで受刑者が訴訟を起こすことは、間違いなく仮釈放の希望が絶たれ、さらにあらゆる手の施設側のいやがらせを覚悟しなければならない。しかも、その大部分が負けの裁判である。

このような想像を絶する犠牲のうえでの裁判例の積み重ねを、単に判例として放置しておくこと自体が問題ではないか。むろん、これまでも、この種の分析はあるが、そのすべては行刑当局者の筆になるものである。しかし判例解釈まで行刑当局のみに委ねておくわけにいかない。人権問題は普遍的であり、多数の受刑者による問題提起を、われわれ研究者が第 3 者の立場から披露する義務がある。本書はそのような意識で出版した。

アメリカには本書と同名の著書(Legal Rights of Prisoners)があり、長年にわたり矯正判例を追跡し、その版を重ねている。本著はその、いわば日本版である。本書は問題別の判例索引を作成し、とくに刑事弁護担当者や実務家に便宜となるよう工夫したが、残念ながら今後において新判例を追加し、版を重ねることが日本の現状では、きわめて困難である。

しかし幸いにも本書は、この面での最有力出版社(三省堂)からの出版が実現した。これは出版社編集部の特段のご理解と、明治大学社会科学研究所叢書に加えていただいたことの賜物と思う。ここに、これらの関係者に感謝の意を表し、今後は本書の版を重ねることが著者の課題でもあると考えている。

なお、これまでの矯正関係の研究を総括したものとして、近く「日本の刑務所」(岩波新書)の刊行を予定している。

『人権保障の新局面 - ヨーロッパ人権条約とイギリス憲法の共生』を刊行して

短期大学教授 江 島 晶 子

本書は、21 世紀における人権保障のあり方について、ヨーロッパ人権条約とイギリス憲法の関係を素材として、人権保障の新しい局面を実証的に分析検討し、国際人権法と憲法との相互関係のなかで、今後の人権保障が有しうる新たな発展可能性を指摘することを企図しています。国際人権保障は、20 世紀後半から積極的發展を遂げ、国内的・国際的に実効性を高めてきました。ところがこうした国際的潮流とは逆に、日本では「国際人権保障」の「消極性」が顕著です。たとえば、国内裁判所における国際人権条約のプレゼンスの低さ（特に裁判所側の無知・無関心・無視）、国際人権条約の起草・批准・実施における日本政府の消極性（とりわけ自由権規約第一選択議定書未批准）などが挙げられます。そこで、本書では、この「消極性」の原因を究明し、「積極性」に転じる契機はどこに見出せるのか、ひいては国際人権保障の実効性を高める重要な要因は何かを、実証的比較研究を通じて究明することを目的とします。

ヨーロッパ人権条約最大の特徴は、個人がヨーロッパ人権裁判所に条約締約国による人権侵害を申立て、同裁判所が同条約を適用して人権侵害の有無を判決として示す点にあります。すなわち、国家による人権侵害の有無について、国内裁判所の判断が最終ではなく、さらに国際機関の審判を仰ぐことになり、換言すれば、憲法が国家権力をしるために想定した伝統的枠組を越えるわけです。当初、この革新性は抵抗感やとまどいを生じさせ、同裁判所で審理する事件などあるのか疑問

視されてきました。しかし予想を裏切り、申立件数は次第に増え（1990 年代以降は激増）、ヨーロッパ人権判例法が形成され、その高い信頼性と実効性が同裁判所の常設化にまで至ったわけです（1998 年 11 月）。

こうした発展は、各締約国の国内法制度にも強い影響を与えてきました。本書でとりあげたイギリスが格好の例です。国内裁判所への影響（国内裁判所における条約の解釈・適用）、行政慣行における条約の考慮、ヨーロッパ人権裁判所判決を受けての国内法改正と司法、行政、立法と国内法制度全般に重要かつ多様な影響を与えてきました。その結果、イギリスの伝統的憲法原理との抵触可能性ゆえになかなか実現しえなかったヨーロッパ人権条約の国内法への編入さえ、ついには 1998 年人権法制定によって実現しました。

以上のような同条約とイギリス憲法の関係は、常に一方が優位し、他方がそれに従うという関係では不十分な説明だと著者は考えております。人権の実施は第一次的には各国家に任され、その結果を判断したヨーロッパ人権裁判所（物理的執行力を有しない）の判決の実施も各国家に任されることを考慮に入れば、単純な上下関係や相互関係では、現在出現せんとする新たな局面の特性を十分に指摘できません。少なくとも両者の関係からは、一方（ヨーロッパ人権裁判所）が発した影響によって他方（締約国）が変化（国内法改正、行政慣行の変更、判例変更）し、その変化はヨーロッパ人権裁判所および他の締約国に影響を及ぼすという形でフィード・バック、波及されます。それを、スパイラルを描きながら緩やかに上昇する人権基準を可能にする「共生関係」として把握できないかというのが本書のエッセンスです。今後、比較研究によって得た視角をさらに精練しながら、それを用いて日本における国際人権保障の

実効性を高める要因を究明していきたいと考えています。

最後に、学術研究書の厳しい出版事情の下で、叢書の制度が研究成果をまとめる貴重な機会を与

えてくださったことにお礼申し上げます。さらに、刊行に際して研究所関係各位のご協力を賜りましたことを感謝申し上げます。

社研ホームページ更新のお知らせ

当研究所は、所員間ならびに他の研究諸機関との研究交流を促進するための情報発信機能の強化をめざしてまいりましたが、この度その一環として、当研究所のホームページをリニューアルアップしましたのでご案内します。

これに伴い、当研究所では所員へのお知らせ等を各所員宛てに文書で配布してまいりましたが、今後ホームページでも当研究所の諸活動を検索できるようになりましたので、研究活動を進めるうえでご活用いただきたくお願いします。

ホームページ・アドレス http://www.meiji.ac.jp/sha_ken

社会科学研究所各種論文の募集

○ 叢書論文

募 集 件 数 5 件以内
申込締切期日 2 0 0 2 年 1 1 月 5 日 (火)
原 稿 提 出 申込締切期日までに、完成原稿を提出すること

○ 紀要(第 4 1 巻第 2 号)論文

募 集 編 数 5 編
申込締切期日 2 0 0 2 年 1 1 月 5 日 (火)
原 稿 提 出 申込締切期日までに、完成原稿を提出すること

○ 欧文紀要 (Vol . 25) 論文

募 集 編 数 4 編
申込締切期日 2 0 0 2 年 1 1 月 5 日 (火)
原 稿 提 出 申込締切期日までに、完成原稿を提出すること

—お問合せ先—

研究所事務室 (社研担当) (電話) 0 3 - 3 2 9 6 - 4 1 3 6

個人研究、共同研究及び総合研究の取扱内規について

従来、個人研究の成果の取り扱いに関しては、「社会科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規第2条第4項に係わる取り扱い要綱」の定めるところにより一定の要件で学会誌及びそれに準ずるものに発表する論文を個人研究の成果に代えておりましたが、一部改正しましたのでお知らせします。

また、総合研究に関しては、「同内規第4条第8項に係わる取り扱い要領」を定めてありますので併せてご確認下さい。

第2条第4項に係わる取り扱い要領

研究成果は紀要に発表することを原則とする。但し、運営委員会が紀要に発表する前に承認した場合は、学会誌及びそれに準ずるものに発表する論文で、成果に代えることができるものとし、以下のように取り扱う。

1. あらかじめ運営委員会が定める日までに所定の願書及び論文要旨(1000字前後)を提出し、承認を得るものとする。この論文要旨は紀要に掲載する。
2. 掲載誌への投稿は、当該個人研究終了日から1年以内とし、運営委員会に掲載誌を提出する。但し、採択されない場合は、紀要掲載の論文要旨を以って、個人研究の成果を提出したものと見做す。
3. 論文枚数は紀要に準ずる(200字詰 60～80枚)ものとする。
4. 掲載論文には「明治大学社会科学研究所個人

研究の成果である」ことを明記する。

5. 上記1～4の要件を満たしたもので、その掲載誌が「学会誌及びそれに準ずるもの」に該当するか否かは運営委員会が判断する。

附 則

この要領は、1995年度個人研究終了者から適用する。

附 則

この要領は、2001年度個人研究終了者から適用する。

第4条第8項に係わる取り扱い要領

総合研究の成果が期限(研究終了後2年以内)を経過しても提出されなかった場合、運営委員会はその事由を聴取して、次のように取り扱うことができるものとする。

1. 研究担当者が分担した部分の成果が、研究代表者に提出されている場合は、その提出者は研究終了4年を経過した時点で、個人研究に限り新たに申請できるものとする。
2. 研究代表者には前項を適用しない。

附 則

この要領は、1995年度総合研究終了者から適用する。